

「平和の礎」に係る刻銘の基本方針

平成5年10月26日決定
平成15年6月3日改正

1 刻銘対象者

国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々とする。

この場合、沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した昭和20（1945）年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内とする。ただし、次に掲げる戦没者についても刻銘対象とする。

（1）沖縄県出身の戦没者

- ア 満州事変（昭和6（1931）年9月18日）に始まる15年戦争の期間中に、県内外において戦争が原因で死亡した者
- イ 昭和20（1945）年9月7日後、県内外において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者（ただし、原爆被爆者については、その限りではない。）

（2）他都道府県及び外国出身の戦没者

- ア 沖縄守備軍第32軍が創設された昭和19（1944）年3月22日から昭和20（1945）年3月25日までの間に、南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- イ 昭和20（1945）年3月26日から同年9月7日までの間に、沖縄県の区域を除く南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- ウ 昭和20（1945）年9月7日後、沖縄県の区域内において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡したもの

2 刻銘名簿の整備

（1）沖縄県出身の戦没者について

- ア 沖縄県で保管している名簿（「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適用対象者や公的に記録のある者）及び市町村で独自に把握している名簿を基に整備する。
- イ アで整備した名簿に加え、沖縄戦にかかわる全戦没者の調査を基に、一家全滅者、乳児死亡者などのいわゆる不明戦没者の名簿を整備する。

（2）他都道府県出身の戦没者について

戦没者の出身都道府県から提供される名簿を基に整備する。

（3）外国出身の戦没者について

- ア 米国出身戦没者の名簿については、米国政府から提供される名簿を基に整備する。
- イ 韓国や北朝鮮などの国については、関係者の協力を得て、厚生労働省の資料を基に整備する。

（4）その他の整備方法

沖縄県及び外国出身戦没者については、遺族等からの申告による名簿を基に整備することができる。

3 刻銘の方法

- （1）戦没者の母国語で表記する。
- （2）国別、県別に表記する。ただし、沖縄県は市町村別、字別とする。
- （3）表記方法は、ヨコ書きとし、書体は明朝体とする。

4 刻銘の時期

平成7（1995）年6月23日に除幕した「平和の礎」は、平成5年度に確定した名簿を基に刻銘した。平成6年度以降に判明した戦没者については、計画的に追加刻銘をする。